

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 11 日

東京地方裁判所民事第 21 部

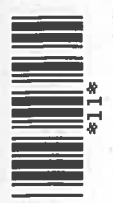
裁判所書記官 出 崎 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 26 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 9 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 17 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 10 日 午前 9 時 20 分から 令和 7 年 7 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 11 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	25,340,000 20,272,000		5,068,000	91,789	19,667



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区南大泉二丁目 8 5 番地 1

建物の名称 ロイヤルシャトー南大泉

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 南大泉二丁目 8 5 番 1 の 2 1 4

建物の名称 2 1 4

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 6 0 . 7 4 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 練馬区南大泉二丁目 8 5 番 1

地 目 宅地

地 積 3 1 8 7 . 7 4 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2 8 6 7 4 9 分の 6 5 1 0



物 件 明 細 書

令和 7年 5月 7日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 出 崎 恵

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 練馬区南大泉二丁目 85 番地 1

建物の名称 ロイヤルシャトー南大泉

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 南大泉二丁目 85 番 1 の 214

建物の名称 214

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 60.74 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 練馬区南大泉二丁目 85 番 1

地 目 宅地

地 積 3187.74 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 286749 分の 6510



令和6年(ケ)第 657号
令和7年 2月19日 受理
令和7年 3月21日 提出
(評価人 曾我 一郎)

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所
執行官 岡 克 吉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区南大泉二丁目85番地1

建物の名称 ロイヤルシャトー南大泉

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 南大泉二丁目85番1の214

建物の名称 214

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 60.74平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 練馬区南大泉二丁目85番1

地 目 宅地

地 積 3187.74平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 286749分の6510

(区分所有建物用1)

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	練馬区南大泉2丁目33番31-214号 ロイヤルシャトー南大泉	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 月額は次のとおり 管理費 14,450 円 修繕積立金 17,250 円 自治会費 100 円 駐車場使用料 10,000 円	令和7年3月6日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和7年 2月分～ 令和7年 3月分 計 48,860 円 ☒ 遅延損害金 79 円 (年利 14.6%)
管理費等照会先	大和ライフネクスト株式会社	
その他の事項		
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある ☐ 保管開始日 平成 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(占有関係用 (単独))

占有者及び占有権原 (物件1 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■B (占有者) ☐ ()) の陳述 / ☐ 提示文書 () の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		年 月 日	
最初の 契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等 当事者	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり 	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (占有者)	1 私は、所有者の母で、本件建物を居宅として使用しています。 本件建物に、所有者 A は居住していません。 2 本件建物は、私の配偶者で A の父が所有しており、私は建物取得時から居住しています。 A も同居していましたが、4 年前くらいに結婚を機に転居し、前所有者が死亡して本件建物を単独相続した後も戻ってきていません。 現在は、どこに居住しているかもわからず、連絡も一方的にあるだけで、私から連絡を取ることができません。 3 私が本件建物を使用するにあたり、A との間で賃貸借契約や賃料等の授受はありません。 (令和 7 年 3 月 1 1 日面接聴取)

執行官の意見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件1建物の占有状況は、関係人の陳述、集合郵便受けの表示及び占有者Bあて電気使用量通知書の存在並びに現場の状況から、2枚目及び3枚目記載のとおり報告する。

以 上

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月28日 15:30-15:50	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☒ 居住者に対し、通知書・照会書差置き
令和7年3月4日 : - :	当庁 (ファックス)	☒ 管理費に関する調査
令和7年3月11日 15:30-16:00	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人を同行 ☒ 占有者 B に 面接聴取
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		

(特記事項)

☒ 令和7年3月11日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

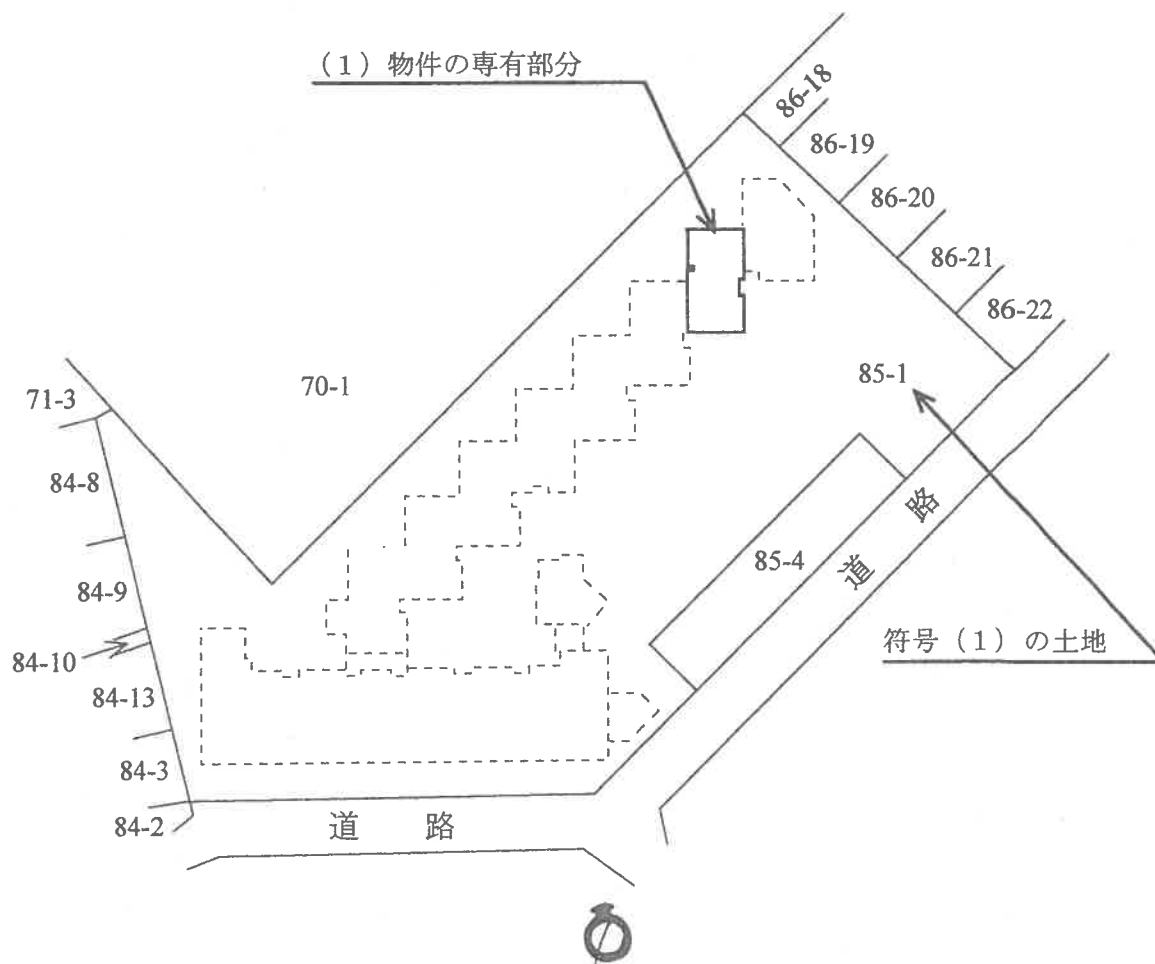
(写真 3点添付)

土地建物位置関係図

令和6年(ケ)第657号

建物の存する部分 2階

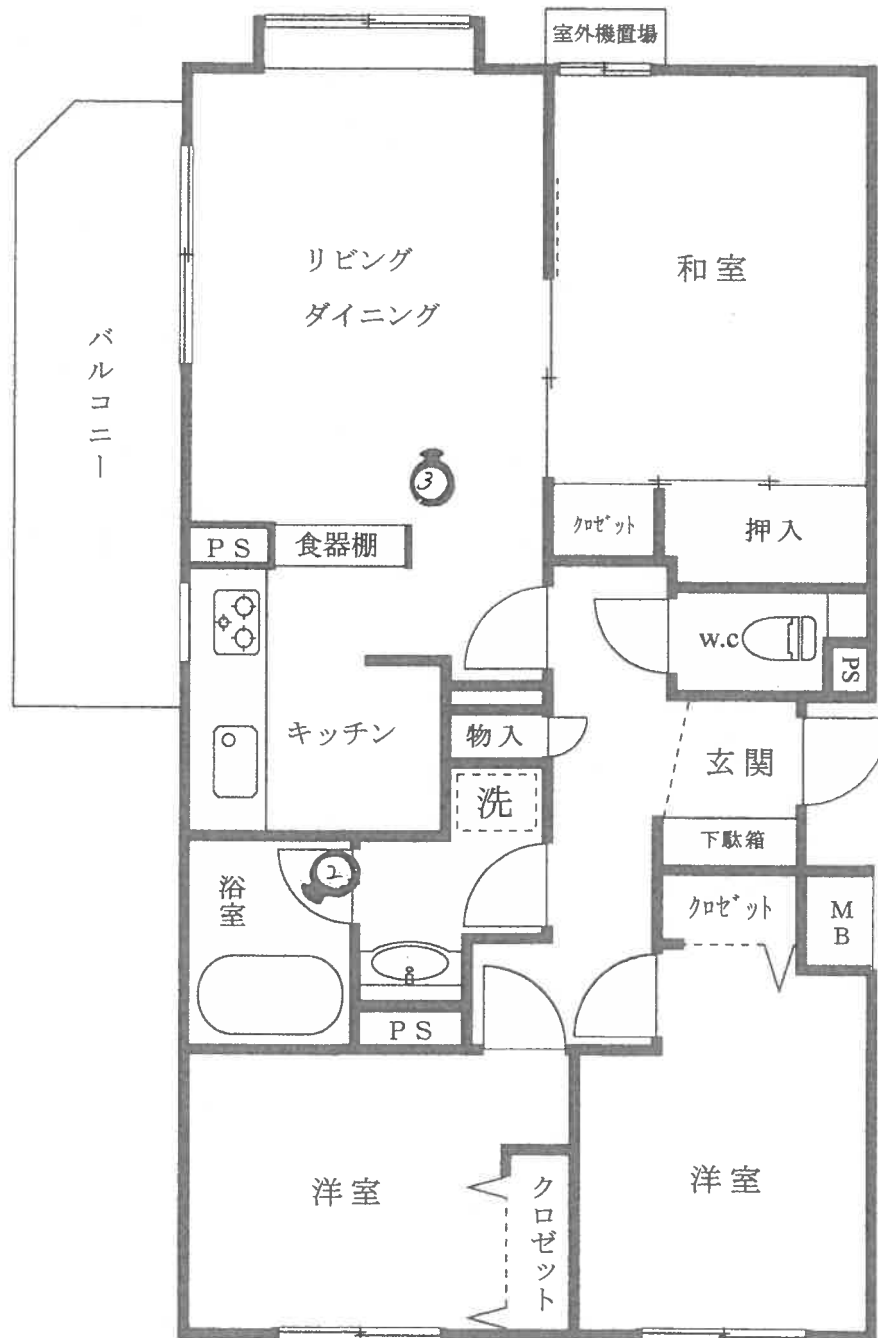
建物の名称 214



←○: 写真撮影位置と方向

建物間取図

令和6年(ケ)第657号



◀○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和6年(ケ)第657号
令和7年 3月11日 現地調査
令和7年 3月26日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 曾 我 一 郎

第1 評価額

物件番号	評価額
1	金 25,340,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 練馬区南大泉2-33-31 (マンション名, 部屋番号) ロイヤルシャトー南大泉 214号室
番号	特 記 事 項		
	なし		

* 現況欄に記載のない事項については，登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区南大泉二丁目 8 5 番地 1

建物の名称 ロイヤルシャトー南大泉

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 南大泉二丁目 8 5 番 1 の 2 1 4

建物の名称 2 1 4

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 6 0 . 7 4 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 練馬区南大泉二丁目 8 5 番 1

地 目 宅地

地 積 3 1 8 7 . 7 4 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2 8 6 7 4 9 分の 6 5 1 0

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	西武池袋線「保谷」駅より南東方道路距離約1.3km（徒歩約17分），コミュニティバス停留所「大泉第二小南」より南西方道路距離約600m（徒歩約8分）練馬区南大泉二丁目33番街区に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	マンション，一般住宅の他，緑地，区民館等も見られる住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50% 100% 準防火地域 高さ制限10m第一種高度地区，日影規制区域，最低敷地面積80㎡，土地区画整理事業を施工すべき区域（練馬大泉石神井付近），練馬区景観計画区域（ゆとりある住まい景観ゾーン）
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	3187.74㎡（土地の符号1） 不整形 間口約104m（緑地も含む），奥行約38m 前面道路とほぼ等高，地勢はほぼ平坦 特になし
接 面 道 路 状 況 等	東側～南東側幅員約6m区道（建築基準法第42条1項1号，主要生活道路）に接する中間画地。	
土地の利用状況等	物件1を含む一棟の建物敷地等として利用している。建物の配置は，附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設 (基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている)	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
敷 地 権 の 表 示	敷地権の種類 敷地権の割合	所有権 286749分の6510

特 記 事 項	対象敷地北西側至近はＪＲ特別高圧送電線路66kV武蔵境～戸田線No31～No32間に位置しているため，送電線と建物の離隔距離の確保等，再建築時には建築制限がかかる可能性がある。
---------	--

２ 建物の概況

（１）一棟の建物の概要

マ ン シ ョ ン 名	ロイヤルシャトー南大泉	
建 物 の 用 途	共同住宅（総戸数 44 戸）	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成 5 年 3 月 2 日新築 約 32 年 約 18 年
構 造 ・ 延 床 面 積	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 延床面積 3014.38 m ²	
仕 様	外 壁 そ の 他	タイル貼，吹付タイル等 タイル貼，吸音ボード等
設 備 等	オートロック，集合郵便受，エレベーター，共用施設等	
建 物 の 品 等	普通	
管 理 の 形 態 等	管 理 組 合 管 理 会 社 管 理 形 態	ロイヤルシャトー南大泉管理組合 大和ライフネクスト株式会社 管理会社による管理
管 理 の 状 況	普通	
特 記 事 項	特になし	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	鉄筋コンクリート造 1 階建・居宅	
位 置	2 階 (214 号室) 主要開口部の方位：南西	
床 面 積	専 有 面 積	60.74 m ²
	共用部分を含む現況床面積	68.60 m ²
間 取 り	3LDK	
バルコニー等	南西向きあり	
仕 様	天井 床 内 壁 設 備 そ の 他	ビニールクロス貼等 カーペット, 長尺塩ビシート貼, 畳等 ビニールクロス貼等 キッチン, バス, トイレ等 なし
保守管理の状態	経年相応の劣化が見られ, ドアに穴等の破損箇所が複数見られる。	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 自 治 会 費 駐 車 場 使 用 料 滞 納 額 遅 延 損 害 金	14,450 円 (月額) (令和 7 年 3 月 6 日現在, 以下同じ) 17,250 円 (月額) 100 円 (月額) 10,000 円 (月額) 48,860 円 (令和 7 年 2 月分～令和 7 年 3 月分) 79 円 (年利 14.6%)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	占有者Bが居宅として使用, 占有している。	
特 記 事 項	特になし	

第5 評価額算出の過程

本件は都市型の区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
393,000	× 68.60	× 0.29	= 7,820,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産関係証明書記載の現況床面積(共用部分を含む)を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約32年、経済的残存耐用年数約18年、観察減価率20%(保守管理の状況を考慮した)
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数÷(経過年数+経済的残存耐用年数)×(1-観察減価率)

現価率 = 18年÷(32年+18年)×(1-0.20)=0.29 (小数第3位を四捨五入)

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更 地 価 格		地 積 (㎡)	建付 減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ				
349,000	× 0.85	× 3187.74	× 1.0	× 6510/286749	= 21,470,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

都基準地 練馬-19

$$\begin{aligned} & \text{(基準価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\ & 325,000 \text{ 円/㎡} \times 103/100 \times 100/100 \times 100/96 = 349,000 \text{ 円/㎡} \\ & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{aligned}$$

時 点 修 正：令和 6 年 7 月 1 日から評価日までの推定変動率

標準化補正：必要なし

地 域 格 差：基準地等の所在地域は対象地域と比較して、地域要因等はやや劣っている。

イ 個 別 格 差：形状－15%，高圧線±0%，計－15%（0.85）と判定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権の割合：登記記載による敷地権の割合による。

カ 敷地権価格：1 万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価 修正 オ	積算価格 (円) カ
(7,820,000	+ 21,470,000)	× 1.10	× 1.00	× 1.00	= 32,220,000

ア 建 物 価 格：前記 1 ①エ

イ 敷 地 権 価 格：前記 1 ②カ

ウ 価 格 補 正：同一マンション並びに周辺類似のマンション取引水準等を斟酌して補正した。

エ 個 別 格 差：階層別補正…1.00（対象 2 階） 位置別等修正…1.00（特になし）
その他…1.00（特になし）

相乗積 1.00×1.00×1.00=1.00（小数第 3 位を四捨五入）

オ 占有減価修正：必要なし

カ 積 算 価 格：1 万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価					DCF法による価格
	4年目の 有効純収益	最終 還元 利回り	3年目期末 復帰価格※1 $\text{イ} \div \text{ウ} \times (1 - 0.03)$	複利 現価率 ※2 (4.0%)	正味復帰 価格の現価 $\text{エ} \times \text{オ}$	
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア+カ=キ キ
1,742,381 円 (8.7 %)	867,500 円	4.1 %	20,523,780 円	0.8890	18,245,640 円 (91.3 %)	19,990,000 円 (100 %)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 4.0\%)^3 = 0.8890 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。

本件においては、周辺地域における類似規模の類似マンション等の売買事例・売り希望事例等を総合的に考慮して、下記の通り、積算価格を端数処理の上、調整後の価格とした。

① 積 算 価 格	32, 220, 000 円
② 収 益 価 格	19, 990, 000 円
③ 調整後の価格	32, 000, 000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調 整 後 の 価 格 (円) ア	市 場 性 修 正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 (円) オ	評 価 額 (円) カ
32, 000, 000	×1. 00	×0. 80	×0. 99		= 25, 340, 000

ア 調整後の価格：積算価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なし

ウ 競売市場修正：『第2評価の条件』欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額を考慮した減価を行った。

オ その他の控除(敷金等)：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評価額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

都基準地価格（練馬－19）

所 在：練馬区南大泉二丁目73番73

住 居 表 示：南大泉2-15-9

価 格：325,000 円/㎡

位 置：西武池袋線「保谷」駅より道路距離約1.2km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：143 ㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：南西側幅員約4m区道に接する中間画地

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域（建蔽率50%，容積率100%）
準防火地域

地 域 の 概 要：中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写（法務局備付のA3をA4へ縮小したもの）

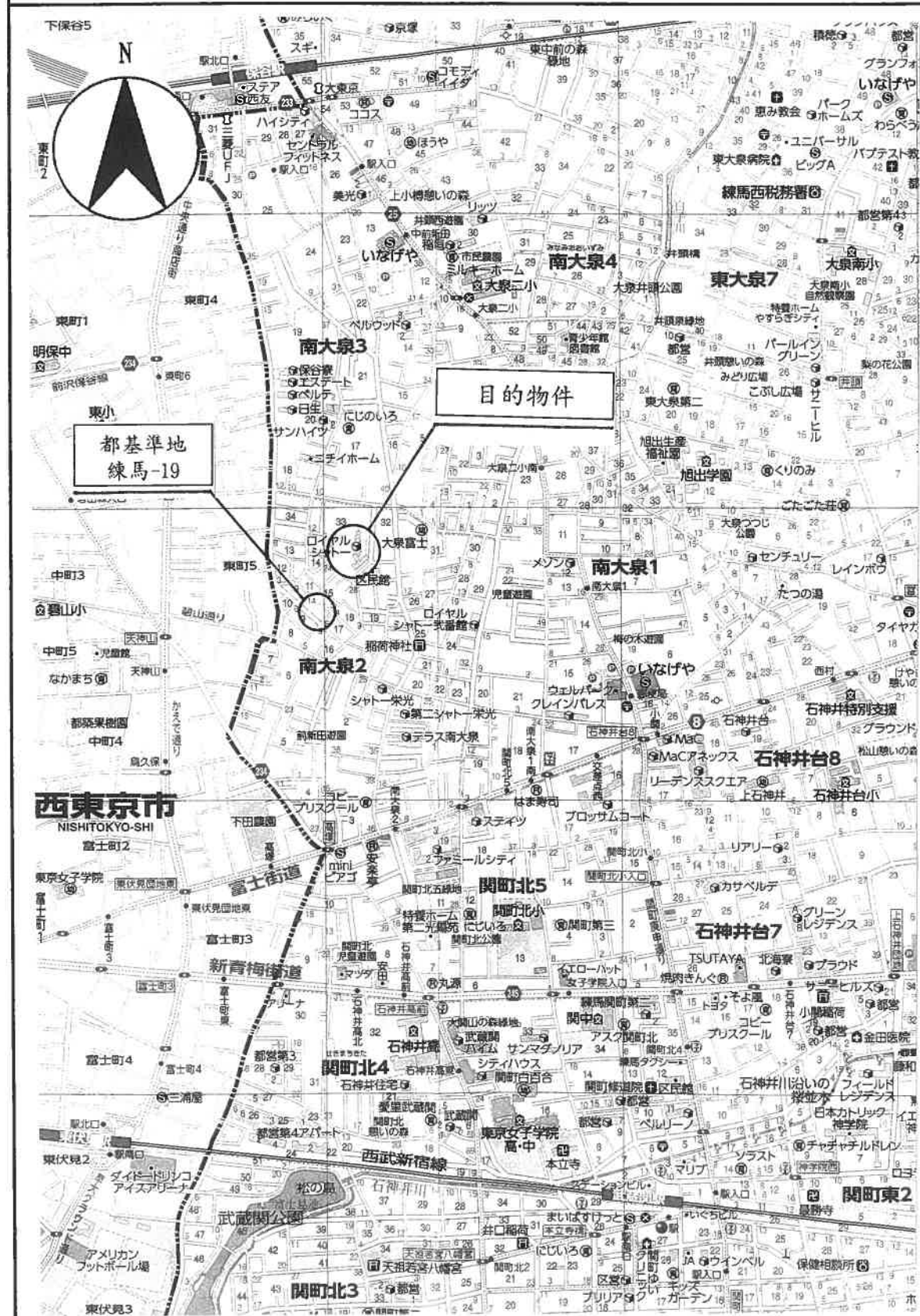
以 上

令和7年3月26日

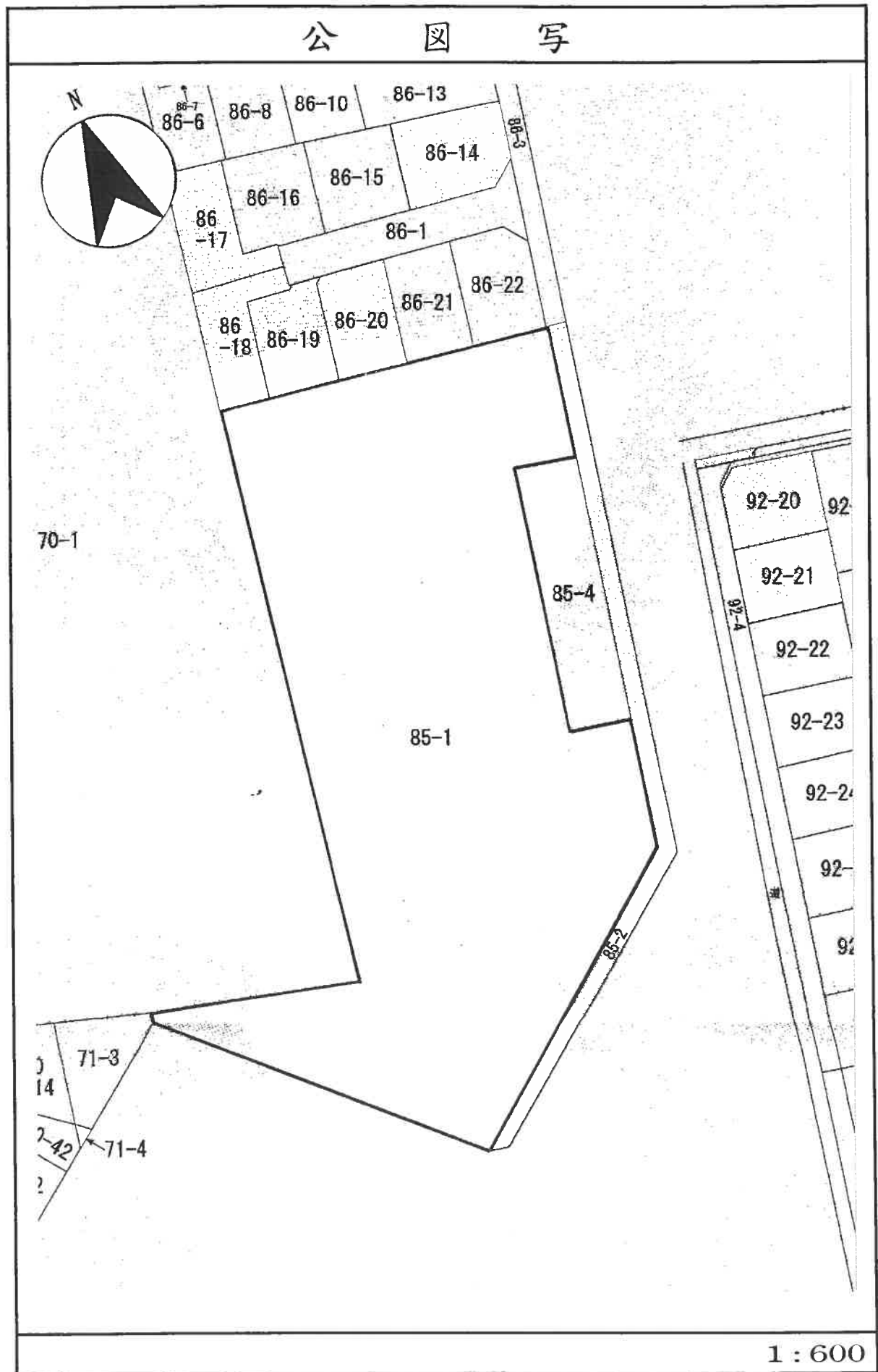
評価人 不動産鑑定士

曾我 一郎

位置図



公 図 写



登記年月日：平成5年3月9日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(東京法務局印鑑局所蔵)

令和6年11月27日

東京法務局印鑑局所蔵

登記官

請求番号：2-3

建物図面図

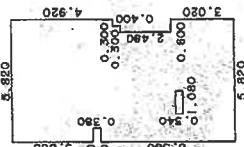
南大東2丁目
85番1の214

家屋番号

建物の所在
練馬区南大東2丁目85番地1

各階平面図

平成五年三月九日 登録



求積表

6.580	X	0.670	=	4.408600
3.860	X	0.670	=	2.586200
10.820	X	4.550	=	49.231000
5.320	X	0.300	=	1.596000
4.920	X	0.300	=	1.476000
3.020	X	0.600	=	1.812000
0.340	X	1.080	=	0.367200
合 計				60.742500
床面積				60.74 m ²

建物の存する部分2階

226555

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/1000

(東京法務局印鑑局所蔵)